

平成18年 6月12日

株 主 各 位

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地

フタバ産業株式会社

取締役社長 小 塚 逸 夫

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月27日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地 当社本店
 3. 会議の目的事項
- 報 告 事 項
1. 第92期（平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第92期（平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで）
連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 第92期利益処分案承認の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(28頁から36頁まで)に記載のとおりであります。 |
| 第 3 号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、原油価格の高騰、金利の先高見通しなど先行き不透明感が残っているものの、堅調な輸出や設備投資に支えられ企業業績の改善が進むなか、個人消費も回復を示しつつあるなど、景気は安定感を増して推移いたしました。

当社グループの主要得意先であります自動車業界におきましては、トラック、普通乗用車が減少いたしました。軽自動車为好調であったことから国内販売は前年度比増加し、輸出も堅調に推移いたしましたので国内生産は前年度比増加し、11百万台にせまる生産台数となりました。

欧米における自動車販売は、北米は若干増加、欧州ではほぼ横ばいとなるなか、燃費や品質に優る日系カーメーカー各社は原油高騰をも追い風として引続き堅調な伸展を見せております。

また、情報環境機器業界のうち当社グループが主に関係する複写機におきましては、カラー機などの高級機の堅調推移が続いてはおりますが、中国への生産移転の動きが強まり国内生産は減少しております。

こうした状況のなか、当社グループにおきましては、お得意先各社の国内外の堅調な生産に支えられ、積極的な営業活動展開が功を奏して増収となり、生産面では生産ラインの革新・工場づくりの拡充による高付加価値の追求と目標原価への確実な造り込みにより収益体質を強化してきております。

海外生産拠点としては、平成17年8月に英国第2の拠点フタバインダストリアルUK株式会社が操業を開始しております。また、中国第4、第5の拠点として広州双叶汽車部件有限公司（平成18年5月操業予定）、東莞双叶金属制品有限公司（平成18年4月操業予定）を、北米第4の拠点としてフタバインダストリアルテキサス株式会社（平成18年10月操業予定）を設立し操業準備中でありま。

なお、国内生産拠点の拡充強化をはかるため、平成17年8月に株式会社フタバ伊万里の第2工場として宮田工場が操業を開始、同第3工場として直方工場（平成19年8月操業予定）が操業準備中にあるほか、平成18年4月に株式会社フタバ知立を吸収合併し、当社知立工場として再編成しております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は国内外の自動車生産の好調に支えられ、過去最高の3,251億円と前年に比べ23.4%の増収と

なりました。その内訳は、自動車等車両部品2,991億円（前年比24.7%増）、情報環境機器部品189億円（前年比2.1%増）、その他71億円（前年比37.1%増）であります。

利益につきましては、原油高騰などからの原材料・エネルギーコストの上昇やお得意先各社の原価低減活動が強化されるなか、全社をあげて原価低減、経費節減、業務効率向上に取り組みました結果、営業利益は176億円（前年比19.9%増）、経常利益は194億円（前年比18.9%増）、当期純利益は114億円（前年比18.5%増）といずれも最高益となりました。

設備投資の状況につきましては、生産性向上のための合理化・省力化投資、新規受注に伴う金型投資および海外生産拠点への投資を中心に総額615億円を実施しました。また、資金の調達状況につきましては、これらの国内外の投資に充当するため、主に長期借入による調達を行いました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、欧米経済の低迷懸念や中国向け輸出の低下、原油高騰に加え、金利の上昇、円高の進行が見込まれるなど、景気は持ち直しつつあるとは言え先行きの不透明感は拭いきれておりません。

自動車業界におきましても、新車投入による需要喚起と輸出の堅調が期待されますが、個人消費マインドの高まりに強さが見られず、原油高騰などの景気影響や円高の進行懸念など、経営環境は楽観できない状況が続くと思われまます。

こうした環境をふまえ、当社グループは、経営方針の基本を長期安定的な経営基盤づくりと企業価値の増大に置き、世界トップの商品力・生産技術力・コスト競争力を実現させるべく、新技術・新製品の開発、生産ラインの革新・工場づくりによる価格競争力の強化、お得意先各社の世界最適調達に対応したグローバルな生産体制の拡充、高品質の保証、ならびに資本効率の向上など諸取組の完遂に邁進しております。

各拠点でのグローバルスタンダードの生産ラインの構築への取組が着実な成果を上げつつあり、更なる努力を図ってまいります。また、新商品の開発も高い評価を得ており、受注拡大に結びついております。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

(a) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (14.4～15.3)	第 90 期 (15.4～16.3)	第 91 期 (16.4～17.3)	第 92 期 (17.4～18.3)
売 上 高	197,757百万円	219,484百万円	263,590百万円	325,181百万円
経 常 利 益	11,988百万円	13,484百万円	16,337百万円	19,429百万円
当 期 純 利 益	9,768百万円	8,520百万円	9,708百万円	11,499百万円
1株当たり当期純利益	138円40銭	120円49銭	137円50銭	163円16銭
総 資 産	214,530百万円	226,927百万円	265,318百万円	323,179百万円
純 資 産	135,760百万円	143,273百万円	153,182百万円	167,862百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
- 第89期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果等に加え、厚生年金基金の代行部分返上益の計上により増加いたしました。
- 第90期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果等がございましたが、前期の厚生年金基金の代行部分返上益がなくなり減少いたしました。
- 第91期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果などから増加いたしました。
- 第92期 当連結会計年度につきましては、前記「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(b)当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (14.4～15.3)	第 90 期 (15.4～16.3)	第 91 期 (16.4～17.3)	第 92 期 (17.4～18.3)
売 上 高	187,734百万円	195,076百万円	229,839百万円	259,385百万円
経 常 利 益	13,034百万円	13,381百万円	16,012百万円	17,860百万円
当 期 純 利 益	11,024百万円	8,384百万円	9,393百万円	10,861百万円
1株当たり当期純利益	156円42銭	118円67銭	133円10銭	154円12銭
総 資 産	193,752百万円	202,913百万円	236,722百万円	278,237百万円
純 資 産	137,187百万円	145,370百万円	153,884百万円	167,162百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第90期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
- 第89期 当期利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果等に加え、厚生年金基金の代行部分返上益の計上により増加いたしました。
- 第90期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果等がございましたが、前期の厚生年金基金の代行部分返上益がなくなり減少いたしました。
- 第91期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果などから増加いたしました。
- 第92期 当期純利益は、売上高の増加による増産効果、原価低減活動による成果等に加え、年金制度改定に伴う特別利益の計上により増加いたしました。

2. 会社の概況

(以下の説明は特に記載のない限り平成18年3月31日現在の状況であります。)

(1) 企業集団の主要な事業内容

下記製品の製造および販売

自動車等車両部品：マフラー、エキゾーストマニホールド、ボデーピラー、サスペンション、インストルメントパネルリインホースメント、アンダーボデー、コントロールアーム、ビーム、カウルトップ、キャニスター、フェンダーシールド等

情報環境機器部品：複写機、電算機、レーザープリンター等の精密部品、マイクロコンピューター応用製品、会話型ロボット等

そ の 他：専用溶接機、金型、治具および各種省力化・合理化機器等

(2) 企業集団の主要拠点等

当社

名 称	所 在 地	
本 社	愛知県岡崎市	
工 場	岡 崎 工 場	愛知県岡崎市
	六 ッ 美 工 場	愛知県岡崎市
	高 橋 工 場	愛知県岡崎市
	緑 工 場	愛知県豊田市
	幸 田 工 場	愛知県額田郡幸田町
	田 原 工 場	愛知県田原市

子法人等

国内

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社フタバ伊万里	本 社	佐 賀 県 伊 万 里 市
株式会社フタバ平泉	本 社	岩 手 県 西 磐 井 郡 平 泉 町
株式会社フタバ知立	本 社	愛 知 県 知 立 市
株式会社アピックス	本 社	愛 知 県 安 城 市

海外

会 社 名	名 称	所 在 地
F I C ア メ リ カ 株 式 会 社	本 社	米 国 イ リ ノ イ 州
フタバインディアナアメリカ株式会社	本 社	米 国 イ ン デ ィ ア ナ 州
フタバインダストリアルテキサス株式会社	本 社	米 国 テ キ サ ス 州
アピックスイリノイ株式会社	本 社	米 国 イ リ ノ イ 州
F10オートモーティブカナダ株式会社	本 社	カ ナ ダ オ ン タ リ オ 州
フタバ・テネコUK株式会社	本 社	英 国 ラ ン カ シ ャ ー 州
フタバインダストリアルUK株式会社	本 社	英 国 ダ ー ビ ー シ ャ ー 州
フタバチェコ有限会社	本 社	チ エ コ ハ プ リ チ コ フ ブ ラ ッ ド 市
雙葉科技株式会社	本 社	香 港 ク イ ーンズウエイ
天津双叶協展機械有限公司	本 社	中 国 天 津 開 発 区
広州双叶汽車部件有限公司	本 社	中 国 広 州 市 経 済 開 発 区
東莞双叶金属制品有限公司	本 社	中 国 東 莞 市 大 嶺 山

(3)株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数	200,000,000株
発行済株式総数	69,954,027株
株 主 数	7,575名

(4)大株主の状況

大株主の氏名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
トヨタ自動車株式会社	8,585	12.30	1,275	0.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,462	12.13		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,137	8.79		
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,133	4.49		
株式会社三井住友銀行	3,063	4.39		
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,919	4.18		
全国共済農業協同組合連合会	2,557	3.66		
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,290	1.85		
中央三井信託銀行株式会社	1,162	1.66		
三井住友海上火災保険株式会社	1,134	1.62		

- (注) 1. トヨタ自動車株式会社については、当社は上記のほか600千株(0.02%)を退職給付信託として三井アセット信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については当社が議決権の指図権を留保しております。
2. 当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式447株(0.01%)、資産管理サービス信託銀行株式会社の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式387株(0.00%)、中央三井信託銀行株式会社の持株会社である三井トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式65,735株(0.01%)、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式357株(0.00%)を保有しております。

(5)自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得した株式

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 6,809株

取得価額の総額 15,916千円

処分した株式

単元未満株式の売渡しによる譲渡

普通株式 169株

処分価額の総額 233千円

決算期末において保有する株式

普通株式 75,614株

- (注) 当期において、失効手続を行った自己株式はありません。

(6)新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成16年9月13日発行）	
発行決議の日	平成16年8月27日
新株予約権の数	15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,170,172株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	2,092円
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成21年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,092円 資本組入額 1,046円
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高	14,922百万円

(7)企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,460 名	1,357 名 増

(8)企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フタバ伊万里	460百万円	100%	自動車部品の製造販売
株式会社フタバ平泉	495百万円	100%	自動車部品の製造販売
株式会社フタバ知立	150百万円	100%	自動車部品の製造販売
株式会社アピックス	30百万円	60.4%	自動車部品の製造販売
FICアメリカ株式会社	75百万米ドル	100%	自動車部品および精密プレス部品の製造販売
フタバインディアナアメリカ株式会社	10百万米ドル	100%	自動車部品の製造販売
フタバインダストリアルテキサス株式会社	1百万米ドル	100%	自動車部品の製造販売
アピックスイリノイ株式会社	0.3百万米ドル	*60.4%	自動車部品の製造販売
F10オートモーティブカナダ株式会社	15百万カナダドル	100%	自動車部品の製造販売
フタバ・テネコUK株式会社	18百万英ポンド	51%	自動車部品の製造販売
フタバインダストリアルUK株式会社	10百万英ポンド	100%	自動車部品の製造販売
フタバチェコ有限公司	1,000百万チェココナ	85%	自動車部品の製造販売
雙葉科技株式会社	56百万香港ドル	70%	情報環境機器部品の製造販売
天津双叶協展機械有限公司	11百万米ドル	51%	自動車部品の製造販売
広州双叶汽車部件有限公司	6百万米ドル	100%	自動車部品の製造販売
東莞双叶金属制品有限公司	4百万米ドル	100%	自動車部品の製造販売

- (注) 1. 東莞双叶金属制品有限公司は、平成17年8月に設立いたしました。
2. 株式会社フタバ知立は、平成18年4月1日付で当社に吸収合併されました。
3. *印は、FICアメリカ株式会社の100%子会社であります。
4. *印は株式会社アピックスの100%子会社であります。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記16社に天津双協機械工業有限公司を加えた17社であり、当期の連結売上高は3,251億円（前年比23.4%増）、連結経常利益は194億円（前年比18.9%増）、連結当期純利益は114億円（前年比18.5%増）であります。

(9)主要な借入先

借入先	借入残高	借入先の当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	(百万円)	(千株)	(%)
シンジケートローン	10,000		
(株)名古屋銀行	5,000	1,035	1.48
三井生命保険(株)	2,000		
(株)愛知銀行	1,000	438	0.63
(株)中京銀行	1,000		
朝日生命保険(相)	1,000		
計	20,000		

(注) 1. シンジケートローンは、(株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入であります。

(10)取締役および監査役

氏 名	会社における地位	担当または主な職業
小塚逸夫 佐藤典秀	*取締役社長 専務取締役	FICアメリカ株式会社取締役会長 生産統括、六ツ美・幸田工場担当、安全衛生担当、天津双協機械工業有限公司取締役会長、天津双叶協展機械有限公司取締役会長
伊藤舜朗	専務取締役	生準企画担当、高橋工場担当、全社生産技術担当
高坂修	専務取締役	営業担当、商品企画担当、技術担当、経営企画担当、ISO14001担当
寺田武久	常務取締役	情報環境機器担当、中国事業担当、第三営業担当、雙葉科技株式会社取締役会長、広州双叶汽車部件有限公司取締役会長、東莞双叶金属制品有限公司取締役会長
中村紘一 富田正夫	常務取締役 常務取締役	生産副統括、緑・田原工場担当 安全衛生副担当、岡崎工場担当、株式会社フタバ知立代表取締役
竹内征洋 花井徹生 大瀨 哲	常務取締役 取締役 取締役	品質担当、工務・物流担当 営業統括、購買担当 北米事業統括、FICアメリカ株式会社取締役副会長
石川眞澄	取締役	高橋工場統括、特機事業担当、第1・第2生産技術担当
市川康夫 七原直久	取締役 取締役	財務・経理担当、総務・人事担当 海外事業統括、株式会社フタバ平泉取締役社長
今枝稔 伊奈功一 渡辺徹男 青木勇作 本村博志	常勤監査役 監査役 監査役 監査役 監査役	トヨタ自動車株式会社常務役員

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 監査役伊奈功一、青木勇作および本村博志の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. #印は平成17年6月24日開催の第91回定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
4. 専務取締役佐川忠明、常務取締役浅川元治および監査役白水宏典の3氏は、平成17年6月24日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

(11)取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	15 名	209 百万円	取締役の報酬額 月額30百万円以内 (平成5年6月28日第79回定時株主総会決議)
監 査 役	6	26	監査役の報酬額 月額 5百万円以内 (平成5年6月28日第79回定時株主総会決議)
計	21	235	なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の 使用人としての職務に対する報酬は含まない。

(注) 1. 上記支給額のほかに、次の金額があります。

使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する
報酬(賞与を含む) 67百万円

平成17年6月24日開催の第91回定時株主総会決議
の利益処分による役員賞与金 取締役 90百万円
監査役 6百万円

平成17年6月24日開催の第91回定時株主総会決議
により、当期中に支給した退職慰労金 取締役 51百万円
監査役 1百万円

2. 期末現在の人員は18名ですが、上表の支給人員には、平成17年6月に退任した取締役
2名、監査役1名が含まれております。

(12)会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および子法人等が支払うべき報酬等の額の合計額 28百万円

上記 の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価と
して支払うべき報酬等の合計額 28百万円

上記 の合計額のうち、当社が支払うべき監査法人としての
報酬等の額 28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基
づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上
記 の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 (資産の部)		流 (負債の部)	
流動資産	114,787	流動負債	57,060
現金及び預金	18,800	支払手形	9,297
受取掛手形	211	買掛金	32,513
売掛金	53,985	未払金	5,456
製材品	2,776	未払法人税等	3,374
原材料	606	未払費用	4,227
仕掛品	23,197	預り金	116
貯蔵品	393	設備支払手形	2,074
延税金資産	1,355	固定負債	54,013
未収入金	13,129	社債	10,000
短期貸付金	300	転換社債型新株予約権付社債	14,922
そ の 引 当 金	340	長期借入金	20,000
固定資産	311	繰延税金負債	2,510
有形固定資産	163,450	退職給付引当金	4,376
建物	93,518	役員退職慰労引当金	212
構築物	8,657	その 他	1,991
機械装置	896	負債合計	111,074
車両運搬具	28,045		
工具器具	90	(資本の部)	
土地	16,872	資本	11,720
建設仮勘定	13,623	資本剰余金	13,220
無形固定資産	25,331	資本準備金	13,220
ソフトウェア	81	その他資本剰余金	0
施設利用権	45	自己株式処分差益	0
その 他	18	利益剰余金	132,682
投資その他の資産	16	利益準備金	2,920
投資有価証券	69,850	任意積立金	114,597
子会社株式	33,320	圧縮記帳積立金	1,997
出資株式	16,768	別途積立金	112,600
子会社出資金	412	当期末処分利益	15,165
長期貸付金	5,296	株式等評価差額金	9,647
長期前払費用	13,753	自己株式	108
その 他	79	資本合計	167,162
倒引当金	265		
	47		
資産合計	278,237	負債及び資本合計	278,237

- (注) 1. 子会社に対する短期金銭債権 10,581百万円
 2. 子会社に対する長期金銭債権 13,331百万円
 3. 子会社に対する短期金銭債務 5,532百万円
 4. 有形固定資産の減価償却累計額 136,178百万円
 5. 役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条の引当金であります。
 6. 保証債務等 9,228百万円
 7. 商法施行規則第124条第3号に規定された資産の時価評価により増加した純資産額は、9,515百万円であります。
 8. 発行済株式数 普通株式 69,954,027株
 自己株式数 普通株式 75,614株

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		259,385
売上高		
営業費用	231,768	
売上原価	12,092	243,861
販売費及び一般管理費		
営業利益		15,524
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,142	
雑収入	1,617	2,759
営業外費用		
支払利息	41	
雑損失	381	423
経常利益		17,860
(特別損益の部)		
特別利益		
有価証券売却益	75	
土地売却益	37	
退職給付制度移行益	570	683
特別損失		
有価証券評価損	94	
有価証券償還損	188	
貸倒引当金繰入	311	594
税引前当期純利益		17,949
法人税、住民税及び事業税		6,525
法人税等調整額		562
当期純利益		10,861
前期繰越利益		5,211
中間配当額		908
当期末処分利益		15,165

(注) 1. 子会社との取引高

売上高	19,403百万円
仕入高	16,207百万円
営業取引以外の取引高	4,004百万円
2. 1株当たり当期純利益	154円12銭

重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価の方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。
その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しております。
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- (3) たな卸資産は総平均法による原価法により評価しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却方法は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。
- (5) 無形固定資産の減価償却方法は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (6) 引当金の計上方法
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額を発生年度から費用処理しております。
[追加情報]
当社は、平成17年10月1日より退職金及び企業年金制度を変更いたしました。その主な内容は、ポイント制度への移行、キャッシュ・バランス型年金(規約型確定給付企業年金)への移行、確定拠出年金への企業年金の一部移換であります。この制度変更については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用しており、退職給付債務は5,583百万円減少し、同減少に伴い1570百万円を特別利益として計上しております。
役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備え、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (8) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (9) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び先物為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満

たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
先物為替予約	
金利スワップ	長期借入金の支払利息

ヘッジ方針

当社の内部規定である「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で通貨スワップ及び先物為替予約を、支払利息の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

契約内容等により高い有効性が明らかに認められるものを利用しているため、有効性の判定を省略しております。

(10)消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(11)商法施行規則第200条の規定に基づき、一部財務諸表等規則の定めるところにより計算書類を作成しております。

会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。本適用による当営業年度業績への影響はございません。

利 益 処 分 案

摘 要	金 額
	円
当 期 未 処 分 利 益	15,165,164,648
任 意 積 立 金 取 崩 額	
圧 縮 記 帳 積 立 金 取 崩 額	23,732,088
合 計	15,188,896,736
これを下記のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金	908,419,369
1 株 につ き 13 円 (普 通 配 当 12 円) (記 念 配 当 1 円)	
取 締 役 賞 与 金	90,000,000
監 査 役 賞 与 金	6,000,000
任 意 積 立 金	
圧 縮 記 帳 積 立 金	17,980,572
別 途 積 立 金	9,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	5,166,496,795

- (注) 1. 圧縮記帳積立金取崩額は、租税特別措置法に基づく取崩額であります。
2. 圧縮記帳積立金は、租税特別措置法に基づく積立額であります。
3. 平成17年9月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載の株主に対し、平成17年11月30日に1株につき13円、総額908,000,886円の間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月15日

フタバ産業株式会社
取締役会御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 越 山 薫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 岡 憲 正 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 澤 歳 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分には、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。ただし、当監査法人は第91期営業年度に会計監査人に選任されたので、営業報告書に記載されている事項のうち第90期営業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しているが、この変更は、同基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（第91期営業年度以後の各営業年度の会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、フタバ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人（あずさ監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月15日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 今 枝 稔 (印)

監 査 役 伊 奈 功 一 (印)

監 査 役 渡 辺 徹 男 (印)

監 査 役 青 木 勇 作 (印)

監 査 役 本 村 博 志 (印)

(注) 監査役 伊奈功一、監査役 青木勇作、監査役 本村博志の各氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	129,849	流動負債	88,087
現金及び預金	22,800	支払手形及び買掛金	57,884
受取手形及び売掛金	63,714	短期借入金	6,979
たな卸資産	34,408	1年内返済長期借入金	771
繰延税金資産	1,914	未払金	7,674
その他	7,393	未払法人税等	3,533
貸倒引当金	381	未払費用	6,995
固定資産	193,328	その他	4,248
有形固定資産	157,069	固定負債	63,892
建物及び構築物	26,060	社 債	10,000
機械装置及び車両	56,520	転換社債型新株予約権付社債	14,922
工具器具備品	20,174	長期借入金	25,805
土地	19,692	繰延税金負債	4,198
建設仮勘定	34,620	退職給付引当金	6,067
無形固定資産	356	役員退職慰労引当金	212
ソフトウェア	123	連結調整勘定	275
施設利用権	31	その他	2,411
その他	201	負債合計	151,980
投資その他の資産	35,903		
投資有価証券	33,333	(少数株主持分)	
出資金	4	少数株主持分	3,336
長期貸付金	426		
長期前払費用	96	(資本の部)	
繰延税金資産	1,206	資本金	11,720
その他	889	資本剰余金	13,220
貸倒引当金	53	利益剰余金	131,476
繰延資産	1	株式等評価差額金	9,647
創立費	1	為替換算調整勘定	1,905
		自己株式	108
		資本合計	167,862
資産合計	323,179	負債、少数株主持分及び資本合計	323,179

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額
 2. 発行済株式数
 自己株式数

164,258百万円
 普通株式
 69,954,027株
 普通株式
 75,614株

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		
売上高		325,181
営業費用		
売上原価	289,677	
販売費及び一般管理費	17,880	307,557
営業利益		17,623
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	956	
雑収入	2,720	3,676
営業外費用		
支払利息	574	
雑損失	1,296	1,870
経常利益		19,429
(特別損益の部)		
特別利益		
有価証券売却益	75	
土地売却益	37	
退職給付制度移行益	570	
その他	4	688
特別損失		
有価証券評価損	94	
有価証券償還損	188	
会員権評価損	4	
貸倒引当金繰入	317	604
税金等調整前当期純利益		19,512
法人税、住民税及び事業税		6,858
法人税等調整額		722
少数株主利益		432
当期純利益		11,499

(注) 1株当たり当期純利益

163円16銭

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子法人等の数 17社
 - (2) 主要な連結子法人等の名称
(株)フタバ伊万里、(株)フタバ平泉、(株)フタバ知立、(株)アピックス、FICアメリカ(株)、フタバ・テネコUK(株)、フタバインディアナアメリカ(株)、F10オートモーティブカナダ(株)、フタバチェコ(有)、アピックスイリノイ(株)、天津双叶協展機械(有)、雙葉科技(株)、広州双叶汽車部件(有)、フタバインダストリアルUK(株)、フタバインダストリアルテキサス(株)、東莞双叶金属制品(有)
 - (3) 非連結子法人等 該当はありません。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 社
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の数 5社
主要な関連会社の名称
協祥機械工業(株)、(株)ビジネスデザイン研究所、三恵工業(株)
 - (3) 持分法を適用しない理由
上記の関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法の適用範囲から除外しております。
4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等のうち、FICアメリカ(株)、フタバインディアナアメリカ(株)、F10オートモーティブカナダ(株)、フタバインダストリアルテキサス(株)、アピックスイリノイ(株)の5社を除く海外連結子法人等8社の決算日は、12月31日であります。また、当連結会計年度よりアピックスイリノイ(株)の会計年度を1～12月から4～3月に変更いたしました。この変更による業績影響は軽微であります。
5. 会計処理基準に関する事項
重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価の方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。
その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産は総平均法による原価法により評価しております。
 - (4) 有形固定資産の減価償却方法は、当社及び国内連結子法人等は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。海外連結子法人等は主として定額法を採用しております。

(5) 無形固定資産の減価償却方法は、定額法を採用しております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(6) 引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額を発生年度から費用処理しております。

[追加情報]

当社は、平成17年10月1日より退職金及び企業年金制度を変更いたしました。その主な内容は、ポイント制度への移行、キャッシュ・バランス型年金（規約型確定給付企業年金）への移行、確定拠出年金への企業年金の一部移換であります。この制度変更については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）を適用しており、退職給付債務は5,583百万円減少し、同減少に伴い1570百万円を特別利益として計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備え、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(8) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却につきましては、5年間の均等償却を行っております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び先物為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

通貨スワップ

先物為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

長期借入金の支払利息

ヘッジ方針

当社の内部規定である「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で通貨スワップ及び先物為替予約を、支払利息の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

契約内容等により高い有効性が明らかに認められるものを利用しているため、有効性の判定を省略しております。

8. 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。
9. 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
10. 商法施行規則第200条の規定に基づき、一部連結財務諸表規則の定めるところにより連結計算書類を作成しております。

会計方針の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。本適用による当営業年度業績への影響はございません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月15日

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 越 山 薫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 岡 憲 正 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 澤 歳 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いフタバ産業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結計算書類の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しているが、この変更は、同基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人（あずさ監査法人）から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人（あずさ監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月15日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 今 枝 稔 (印)

監 査 役 伊 奈 功 一 (印)

監 査 役 渡 辺 徹 男 (印)

監 査 役 青 木 勇 作 (印)

監 査 役 本 村 博 志 (印)

(注) 監査役 伊奈功一、監査役 青木勇作、監査役 本村博志の各氏は、旧「株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役で
あります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 697,514個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第92期利益処分案承認の件

当期の利益処分案は、企業体質の強化・充実ならびに今後の事業展開等を勘案し、添付書類（18頁）に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期末の株主配当金につきましては、1株につき13円（普通配当12円、記念配当1円）とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金13円を含めました当期の株主配当金は、1株につき26円（普通配当24円、記念配当2円）となります。

当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役13名および監査役5名に対し、役員賞与96,000,000円（うち監査役賞与6,000,000円）を支給したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減をはかるため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行なうものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることによって可能となる事項等について、以下の変更を行なうものであります。

変更案第9条（単元未満株式についての権利）…単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。

変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）…株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるため、株主総会参考書類等の情報開示についてインターネットを利用する方法を可能とするものであります。

変更案第25条（取締役会の決議の省略）…取締役会の機動的な運営をはかるため、書面等による決議を可能とするものであります。

変更案第28条（取締役の責任免除）、同第36条（監査役の責任免除）…社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間の責任限定契約締結などを可能とするものであります。

変更案第39条（会計監査人の責任免除）…社外取締役および社外監査役とのバランスを考慮し、会計監査人との間の責任限定契約締結などを可能とするものであります。

- (3) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）、同第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 取締役の経営・監督機能の適正確保の向上ならびに剰余金の配当の機動性を高めるため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第18条（取締役の任期）について所要の変更を行なうものであります。
- (5) その他、「会社法」施行に伴う規定の加除・修正ならびに上記の変更に伴う条数の繰下げ、表現の明確化等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、フタバ産業株式会社と称し、英文ではFUTABA INDUSTRIAL CO.,LTD.と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（商号） 第1条（現行どおり）</p>
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売。</p> <p>(2) 前号に付帯関連する一切の業務。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売</p> <p>(2) 前号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を愛知県岡崎市に置く。</p>	<p>（本店の所在地） 第3条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（機 関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>（公告の方法） 第4条 当社の公告は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載する。</p>	<p>（公告方法） 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u></p> <p><u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) <u>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2 億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) <u>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 億株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(自己株式の取得) <u>第 6 条 当社は、商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) <u>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</u> 2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u> 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し) <u>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し) <u>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 <u>2. 前項のほか、必要のある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人) <u>第10条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> 当社の株券の種類および株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会 (招集の時期) <u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(議長) <u>第13条</u> 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) <u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) <u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p>	<p>(決議の方法) <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) <u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに<u>当会社に提出</u>しなければならない。 (2項を新設)</p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当会社に提出</u>しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) <u>第16条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) <u>第19条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任) <u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。 3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法) <u>第20条</u> (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) <u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠のため就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2項を削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等) <u>第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</u> 3. <u>取締役会の決議により、相談役を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役等) <u>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</u> 3. <u>取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) <u>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u> (2項を新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規則) <u>第21条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規則) <u>第26条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第27条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第22条 当社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(2 項を新設)	2 . 当会社は、 <u>会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第23条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 2 . 監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行</u>う。</p>	<p>(選任方法) 第30条 (現行どおり) 2 . 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u>う。</p>
<p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 . 補欠のため就任した監査役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 . 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の 4 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u></p> <p>(2 項を新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 . 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規則) 第28条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第34条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (2項を新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第37条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) <u>第38条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) <u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計算 (営業年度および決算期) <u>第30条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第7章 計算 (事業年度) <u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(配当金等) <u>第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u> 2. <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</u> 3. <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間) <u>第32条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役15名選任の件

現取締役全員（13名）は任期途中ではありますが、本総会第2号議案の変更後定款による取締役の任期が短縮（2年から1年）されることから、本総会終結の時をもって一旦辞任することとしております。

あらためて、経営体制の一層の強化のための増員2名と合わせ、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	小塚逸夫 (昭和18年5月11日生)	昭和34年3月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成12年6月 当社取締役社長（現在に至る） 〔他の会社の代表状況〕 FICアメリカ株式会社取締役会長	68,300株
2	佐藤典秀 (昭和19年5月29日生)	昭和45年1月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役（現在に至る） 〔他の会社の代表状況〕 天津双協機械工業有限公司取締役会長 天津双叶協展機械有限公司取締役会長	9,800株
3	伊藤舜朗 (昭和20年7月4日生)	昭和43年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役（現在に至る）	17,200株
4	高坂修 (昭和19年8月19日生)	昭和43年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役（現在に至る）	12,850株
5	寺田武久 (昭和19年12月2日生)	昭和42年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役（現在に至る） 〔他の会社の代表状況〕 雙葉科技株式会社取締役会長 広州双叶汽車部件有限公司取締役会長 東莞双叶金属制品有限公司取締役会長	13,698株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 お よ び 他 の 会 社 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	中 村 紘 一 (昭和20年2月25日生)	昭和43年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役(現在に至る)	12,100株
7	富 田 正 夫 (昭和17年10月30日生)	昭和36年3月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役(現在に至る)	12,128株
8	竹 内 征 洋 (昭和20年6月1日生)	昭和43年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役(現在に至る)	14,762株
9	大 瀨 哲 (昭和17年12月15日生)	昭和43年4月 当社入社 平成2年11月 当社安城工場生産技術部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役北米事業統括 (現在に至る) 〔他の会社の代表状況〕 FICアメリカ株式会社取締役副会長	7,800株
10	花 井 徹 生 (昭和24年1月7日生)	昭和42年3月 当社入社 平成9年6月 当社第二営業部長 平成14年6月 当社取締役第二営業部長 平成16年6月 当社取締役営業統括 平成17年6月 当社取締役営業統括、購買担当 (現在に至る)	6,600株
11	七 原 直 久 (昭和21年11月16日生)	昭和40年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成11年1月 トヨタ自動車株式会社田原工場 工務部生産管理室長 平成14年1月 当社海外事業室部長 平成15年7月 当社海外事業統括室参与 平成16年6月 当社取締役海外事業統括(現在 に至る) 〔他の会社の代表状況〕 株式会社フタバ平泉取締役社長	6,100株
12	市 川 康 夫 (昭和23年4月12日生)	昭和42年3月 当社入社 平成13年11月 当社経理部長 平成15年6月 当社取締役経理部長 平成17年6月 当社取締役財務・経理担当、総 務・人事担当(現在に至る)	6,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
13	石川 眞 澄 (昭和24年5月5日生)	昭和47年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成10年4月 トヨタ自動車株式会社堤工場組立部主査 平成11年1月 トヨタモーターマニュファクチャリング(UK)製造部長付シニアコーディネーター 平成14年7月 トヨタ自動車株式会社堤工場工務部主査 平成15年4月 当社高橋工場第二生産技術部長 平成15年6月 当社取締役高橋工場副工場長 平成16年6月 当社取締役高橋工場統括 平成17年6月 当社取締役高橋工場統括、特機事業担当、第1・第2生産技術担当(現在に至る)	6,700株
14	神谷 昭 好 (昭和26年9月25日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年11月 当社高橋工場第一生産技術部長 平成16年7月 当社高橋工場第一生産技術部統括参与(現在に至る)	4,300株
15	北川 淳 治 (昭和28年1月10日生)	昭和50年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成6年1月 トヨタ自動車株式会社第2ボデー設計部第22ボデー設計室長 平成13年1月 トヨタモータータイランド技術部エグゼクティブマネージングコーディネーター 平成18年1月 当社技術部部长(現在に至る)	4,300株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 印は新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役渡辺徹男氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い監査役1名の補欠選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
田村 幸雄 (昭和14年4月8日生)	平成10年6月 当社参与 平成10年6月 当社取締役 平成15年6月 当社顧問(現在に至る)	4,000株

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます監査役渡辺徹男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
渡辺 徹男	平成11年6月 当社監査役(現在に至る)

以上

